



はじめに

少子高齢化による労働力人口や地域の担い手の減少が見込まれる中、持続可能な活力ある群馬県を築くためには、誰一人取り残すことなく活躍できる社会をつくる必要があります。性別に関わらず、誰もが能力を発揮する機会が確保される「男女共同参画社会の実現」は、本県が継続的に取り組む重要な課題です。

平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)では、17の目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、その推進が世界的な潮流となっています。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は、DV等の増加や、家庭内での女性に偏る家事や育児の負担、女性の雇用や所得への影響等を顕在化させ、男女共同参画の重要性を改めて浮き彫りにしました。

一方で、これを契機として、オンライン活用やテレワークが急拡大し、男女ともに働く場所や時間が柔軟化することで、働き方の選択肢が増え、さらなるワーク・ライフ・バランスの推進が期待されます。

こうした社会環境の変化を踏まえ、SDGsや社会の新たな変化に対応する視点を取り入れた「第5次群馬県男女共同参画基本計画」を策定いたしました。今後5年間、この計画を基に、男女が性別に関わらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

県民の皆様には、それぞれのお立場から、本県の男女共同参画社会の実現に向け、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり貴重な御意見をいただきました県民の皆様や関係団体の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年3月

群馬県知事 山本 一 太

目次

第1部 総論

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の背景〈男女共同参画をめぐる動き〉	3

第2 計画の基本的な考え方

1 基本理念	6
2 計画の基本的な視点	6
3 基本方針	6
4 計画の体系	7
5 基本目標とSDGsとの対応	8

第2部 基本目標と施策の基本的方向

基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10
基本目標2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	12
基本目標3 地域における男女共同参画の推進	15

基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

基本目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	17
基本目標5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	20
基本目標6 生涯にわたる健康づくりへの支援	23
基本目標7 防災分野における男女共同参画の推進	25

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と社会システムの整備

基本目標8 固定的な性別役割分担意識の解消	27
基本目標9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備	29
基本目標10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	31

第5次群馬県男女共同参画基本計画の成果目標一覧	33
第5次群馬県男女共同参画基本計画の参考指標一覧	35
第4次計画の評価	37

第3部 計画の推進体制

1 県の推進体制	46
2 市町村との連携	46
3 事業者・NPO・ボランティア団体等との連携、協働	47
4 計画の進行管理	47

附属資料

1 男女共同参画社会に関する県民意識調査	50
2 男女共同参画社会基本法	61
3 群馬県男女共同参画推進条例	63
4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	65
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	69
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	74
7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	79